

## JI 監督委員会 (JISC) 第 9 回会合出席報告

2007 年 11 月 30 日

社団法人海外環境協力センター (OECC)

### I. JI 監督委員会第 9 回会合 (JISC9) 概要

1. 日時： 2007 年 11 月 26 日 (月) ~ 27 日 (火)
2. 場所： Laguna Hotel (インドネシア・バリ)
3. 議題：
  1. [委員会メンバーシップについて](#)
  2. [議題の採択](#)
  3. [ワークプラン](#)
    - a) [独立組織 \(IE\) の認定](#)
    - b) [プロジェクト設計書 \(PDD\) 有効性決定報告書 \(determination report\)](#)
    - c) [管理計画および財源・人的資源](#)
  4. [その他](#)
    - a) JISC とその他の機関との連携
    - b) その他[オブザーバー Q&A セッション](#)
  5. [閉会](#)



#### 【独立組織 (IE) の認定】

- ・ IE 認定手続 (Version3) 採択。主な修正箇所は、JI-AT の審査レポートの中身および審査レポートに対する IE 申請機関のコメントの時期。
- ・ JI 認定パネル (JI-AP) メンバー一名の辞任を受けて、Edwin Aalders 氏 (IETA) を新たにメンバーとして選出。

#### 【PDD の有効性決定報告書】

- ・ プロジェクト参加者又は関係締約国の取り下げ (withdrawal) に係る手続採択。
- ・ 「ブルガリア Dolna Arda 水力発電所の修繕 (Rehabilitation of Dolna Arda Hydropower Cascade, Bulgaria) (Ref 0040)」に対する再審査 (review) 実施を決定。

#### 【今後の会合の予定】

- ・ JISC10 は、2008 年 2 月 20 日~22 日にドイツ・ボンで開催。

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official report by the meeting organizer. Do not quote.

#### 4.出席者

網掛は欠席委員

地域	委員 (Member)	代理委員 (Alternate Member)
附属書 I 国 (附属書 I 国)	Mr. Olle Björk (スウェーデン/持続可能発展省)	Mr. Franz-Josef Schafhausen (ドイツ/連邦環境省)
// (附属書 I 国)	Mr. Georg Börsting* (ノルウェー/環境省) *副議長*	<del>Mr. Darren Goetze*</del> ( <del>カナダ/環境省</del> ) *8月15日付け辞任
非附属書 I 国 (非附属書 I 国)	Mr. Jaime Bravo (チリ/国家エネルギー委員会)	Mr. Marcos Castro Rodriguez (エクアドル/環境省)
// (非附属書 I 国)	Ms. Fatou Ndeye Gaye* (ガンビア) *議長*	Mr. Vincent Kasulu Seya Makonga* (コンゴ/環境自然保全森林省)
附属書 I 国 (附属書 I 国)	Mr. Maurits Blanson Henkemans* (オランダ/経済省)	Mr. Hiroki Kudo (工藤拓毅氏) * (日本/日本エネルギー経済研究所)
非附属書 I 国 (非附属書 I 国)	<del>Mr. Shailendra Kumar Joshi</del> ( <del>インド/環境森林省</del> ) *議長* *5月2日付け辞任	Mr. Maosheng Duan (中国/清華大学エネルギー環境経済研究所)
// (小島嶼国地域)	Mr. Derrick Oderson (バルバドス)	Ms. Yumiko Crisostomo (マーシャル諸島)
附属書 I 国 (経済移行諸国)	Mr. Oleg Pluzhnikov (ロシア/経済開発貿易省)	Mr. Evgeny Sokolov (ロシア/国家炭素隔離基金)
// (経済移行諸国)	Ms. Daniela Stoycheva* (ブルガリア/環境水省)	Ms. Astrida Celmina* (ラトビア/環境省)
// (経済移行諸国)	Mr. Vlad Trusca* (ルーマニア/環境水管理省)	Mr. Matej Gasperic* (スロベニア/環境空間計画省)

\*任期3年(2008年末まで)。その他の委員は任期2年(2007年末まで)。

## II. JI 監督委員会第 9 回会合 (JISC9) の詳細

### 1. 委員会メンバーシップについて

- ・ 3 名の欠席及びその他の委員・代理委員の出席を確認。欠席は、Franzjosef Schafhausen 代理委員（ドイツ）、Yumiko Crisostomo 代理委員（マーシャル）、Astrida Celmina 代理委員（ラトビア）の 3 名。
- ・ [決定 9/CMP.1 Annex「京都議定書第 6 条の実施のためのガイドライン \(Guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol\)」](#)（以下、[JI ガイドライン](#)）<sup>1</sup>段落 14<sup>2</sup>に従って、定足数に達していることを確認した。
- ・ 出席の JISC 委員及び代理委員は、本会合の議題について利害関係を有さないことを確認した。ただし、Daniela Stoycheva 委員（ブルガリア）は、3.(b)プロジェクト設計書（PDD）有効性決定報告書（determination report）で審議される再審査に係る事項について利害関係を有することから、当該事項に係る審議には参加しないこととした。

### 2. 議題の採択

- ・ 原案<sup>3</sup>通りに議題を採択した。

### 3. ワークプラン

#### 3 (a) 独立組織 (IE) の認定

##### これまでの経緯

- ・ [決定 10/CMP.1「京都議定書第 6 条の実施 \(Implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol\)」](#)（以下、[モントリオール決定](#)）段落 2 (b) により、COP/MOP は JISC に対して、独立組織 (IE) の認定に関する基準と手続を策定するよう要請していた<sup>4</sup>。これを受けて、JISC は CDM 理事会の関連任務を考慮し、[JI ガイドライン Appendix A](#) の IE 認定の基準と手続を検討した。
- ・ JISC2 において、JISC 独自に JI 認定パネル (JI-AP) を設立することを決定した。JISC3 において、JISC 委員から JI-AP の議長及び副議長を選出するとともに、公募者リストから JI-AP のメンバーを

<sup>1</sup> [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.2](#), pp.2-13.

<sup>2</sup> [Decision 9/CMP.1](#), Annex ([JI Guidelines](#)), para.14 “At least two thirds of the member of the Article 6 Supervisory Committee, representing a majority of members from Parties included in Annex I and a majority of members from Parties not included in Annex I, must be present to constitute a quorum.” 「定足数を充たすためには、JISC 委員のうち少なくとも 3 分の 2 が出席していなければならない、そのうち、附属書 I 締約国の委員の過半数と非附属書 I 締約国の委員の過半数が出席していなければならない。」

<sup>3</sup> 議題原案 (Proposed Agenda) については、[http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/009/PropAgenda.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/009/PropAgenda.pdf) を参照。

<sup>4</sup> [Decision 10/CMP.1](#), para.2 “[The COP/MOP] [r]equests the Joint Implementation Supervisory Committee to establish and execute a work programme including the following tasks: (b) To further elaborate, as a priority, standards and procedures for the accreditation of independent entities, consistent with appendix A of the guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol, taking into consideration, as appropriate, the procedures for accrediting operational entities developed by the Executive Board of the clean development mechanism.” 「COP/MOP は JISC に対し、下記の作業課題を含めた作業計画を策定し、施行するよう要請する。(b) 必要に応じて CDM 理事会が策定した運営機関の認定手続を考慮しながら、京都議定書第 6 条の実施のためのガイドラインの添付文書 A と齟齬をきたさない形で、独立組織の認定の基準及び手続を、優先的に策定する。」

選出した<sup>5</sup>。

- JISC4において、JI-APが勧告した認定手続に合意（2006年10月6日）し、発効日（2006年11月15日）よりJI認定プロセスを開始することを決定した。これにより、CDMの指定運営組織（DOE）を含むIEは認定手続への申請が可能となった。
- JISC4では、IE認定手続にかかる審査チーム（JI assessment team（JI-AT））の専門家の業務指示書（TOR）についても合意し、それに基づいてこれまでに3回の専門家公募を行った。
- JI-APは、JI-APとJI-ATに関する様々な手順（modalities）について合意し、JISC5でそれらの手順文書を承認した。
- JI-APは、これまで8回の会合を開催し、JI-AT用の専門家名簿（ロスター）を設置・補充するとともに、IE認定申請について検討し、それらの申請を審査するJI-ATを設置した。
- JISC6において、認定手続の改定を行うとともに、認定手続におけるwitnessing実施の範囲・方法や暫定的なAIEの地位について確認を行った。また、JI-APメンバー名の辞任を受けて、新たなメンバーの公募を行うことを決定した。
- JISC7において、JI-AP第3次進捗報告書（Progress Report）に基づいてIE認定の進捗状況について審議した。13機関からIEの申請があり、それぞれについて審査チーム（JI-AT）を設置し審査を開始しており、IEに対して、検証（verification）機能のwitnessingはJI-ATリーダーによって認められた妥当な期間のモニタリングに基づいて実施されることを確認した。また、JISCは、JIとCDMの認定プロセス間の協調の可能性および方法についてCDM理事会と意見交換を行うことを合意した。
- JISC8において、JI-AP第4次進捗報告書（Progress Report）に基づいてIE認定の進捗状況について審議した。JI-APが提案した認定手続の修正について審議し、採択した。また、JI-APメンバー名の辞任を受けて、新たなメンバーの公募を行うこととなった。

#### JISC9において

- JI-AP議長を務めるOleg Pluzhnikov委員が、JI-AP第5次進捗報告書（Progress Report）に基づいてJI-APの作業状況について報告した。

#### <プレゼンテーションの概要：JI-AP第5次進捗報告書について>

- 本報告書の対象期間（9月24日～11月5日）
- IEの申請状況：15機関からの申請を受理  
→15機関のうち、14機関について審査チーム（JI-AT）メンバーを選出し、調査を実施中。14機関について既に書類審査（Desk Review）を終えており、更に14機関中13機関については訪問審査（On-site assessment）を実施。
- 専門家ロスター：3回の公募を経て、40名の専門家を確保。
- JI認定手続の修正提案
  - －JI認定手続（Version3）
  - －Witnessingの時期に係る確認事項（clarification）
- その他：
  - －各種様式の修正
  - －Witnessingに係るJI-ATに対するガイダンス
- 検討中の事項
  - －CDM認定プロセスとの協力
  - －排出削減量の決定に係る検証（verification）のWitnessingに係る様式の修正

<sup>5</sup> JISCから選出されたJI-AP議長はOleg Pluzhnikov氏（JISC委員／ロシア）、同副議長はFatou Gaye氏（JISC委員／ガンビア）。6名のJI-APメンバーは、飯岡眞一氏（日本）、Ken Beck Lee氏（カナダ）、Vijay Mediratta氏（インド）、Maureen Mstasa氏（ジンバブエ）、大坪孝至氏（日本）、及びSatish Rao氏（インド）。

- －JI-AT 専門家のためのトレーニング・セッションの開催
- －JI-AT 専門家のためのオンライン・トレーニング
- －JI-AP の作業に対する支援を行う事務局スタッフの人的資源

・**JI 認定手続の修正**：JI-AP によって提案された JI 認定手続 (Version3) について JISC は検討を行い、採択した (JISC9 レポート [Annex1](#) 参照<sup>6</sup>)。主要な変更点は、以下の通り。

① 訪問審査 (On-site assessment)

審査レポート (on-site assessment report、preliminary assessment report、final assessment report) に対する IE 申請機関からのコメントの時期について、認定プロセスを効率化する観点から整備した。また、IE 申請機関が提案する修正 (corrective action) については、JI-AT がそれを承認してから実施することを明確化した。

② Witnessing

JI-AT リーダーは、witnessing の実施について JI-AP と協議することとした。JI-AP は、JI-AT の方法論専門家を選出する際には審査するプロジェクトのセクトラルスコープを考慮することを明確化した。また、IE 申請機関は、witnessing に係る証拠書類リストを JI-AT に提出することとした。

③ 再認定 (Re-accreditation)

再認定の際の Witnessing の回数は、当該認定独立組織 (AIE) の業績に基づいて、JI-AP が決定する。

・**Witnessing の時期に関する確認事項 (Clarification)**：訪問審査 (on-site assessment) の目的は、IE 申請機関が能力 (capacity) (ポリシー／手続、人的資源等) を有するか否かを審査することである。現地審査 (on-site assessment) の後に実施される Witnessing の目的は、IE 申請機関がポリシー／手続に従って効率的にプロジェクト審査等の業務を実施しているか否かを審査することである。従って、訪問審査 (on-site assessment) において重大な non-conformity があり、その non-conformity が解決されずに Witnessing が開始されると、当該 Witnessing の有効性が疑わしいものになる。そこで、JI-AT は、訪問審査 (on-site assessment) が終了した後に、当該現地審査において①non-conformity が無かった場合と②non-conformity はあるが、法人・契約の審査プロセス等の事項には本質的に影響を与えるものではない場合、Witnessing を実施することとした (JISC9 会合レポート [Annex2](#)<sup>7</sup>参照)。

・**JI-AP メンバーの選出**：Vijay Mediratta 氏の辞任 (11月6日付) の辞任を受けて、JISC からの要請に応じ事務局は公募 (2007年10月20日～11月19日) を行い候補者リストを作成した。当該候補者リストに基づいて、JISC は Edwin Aalders 氏を JI-AP メンバーとして選出した。JISC は Aalders 氏に対して、必要な手続を速やかに行い JI-AP メンバーとして任務を開始するよう要請した。

・**JI-AP の開催日程**：次回の JI-AP (第9回) は、2008年1月31日～2月1日に開催することを確認した。

### 3 (b) プロジェクト設計書 (PDD) の決定報告書 (determination report)

#### これまでの経緯

・2006年10月26日に JISC の確認手続 (verification procedure under JISC、いわゆる「第2トラック手続」) が正式に開始された。

<sup>6</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/009/Reports/Annex1.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/009/Reports/Annex1.pdf)

<sup>7</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/009/Reports/Annex2.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/009/Reports/Annex2.pdf)

- ・ JISC5 において、ホスト締約国に加えて少なくとも 1 ケ国の締約国が当該 JI プロジェクトに關与している必要があることを確認した。また、ホスト締約国の書面によるプロジェクト承認状に加えて、ホスト締約国以外の締約国（1 ケ国以上）の書面による承認状を認定独立組織（AIE）に提出しなければならないとし、AIE が事務局に提出する際には、公表する PDD 有効性決定報告書（determination report）を添付することを確認した。
- ・ JISC6 において、関係締約国による書面によるプロジェクト承認の提出時期に関するオプションについて審議を行い、ホスト締約国に加え、少なくとも 1 ケ国以上の他の締約国が JI プロジェクトに關与するべきことを確認した。また、以下の点を明確にした。(a) 少なくとも、JI ガイドライン段落 34<sup>8</sup>に従って PDD に関する決定報告書が公表のために提出されるときに、ホスト締約国の書面によるプロジェクト承認が AIE に提供され、AIE によって事務局が入手できるようにするべきである。(b) 少なくとも、JI ガイドライン段落 38<sup>9</sup>に従って最初の検証報告書が公表のために提出されるときに、JI プロジェクトに關与するホスト国以外の締約国のプロジェクト承認が AIE に提供され、AIE によって事務局が入手できるようにするべきである。
- ・ JISC7 および JISC8 においては、PDD 提出状況を確認するとともに、JI ガイドライン段落 20<sup>10</sup>において、締約国は指定フォーカルポイント（DFP）、国別ガイドラインおよび JI プロジェクトの承認手続に関する情報を事務局に提出する必要があるが、いまだ多くの締約国が未提出であることについて懸念を示し、未だ事務局に提出していない関係締約国に対して提出するように要請した。

#### JISC9 において

- ・ 事務局（Francisco Arango 氏）から、PDD の提出状況および関係締約国のプロジェクトの承認手続等の情報について、プレゼンテーションが行われた。

#### <プレゼンテーションの概要：PDD の提出状況>

- ・ PDD の公表：98 件  
分野…再生可能エネルギー／メタン回収（炭鉱、ランドフィル）／N2O／省エネ（製造業、地域暖房）  
／燃料転換（製造業、交通、発電所）  
ホスト国…ロシア 49 件／ウクライナ 17 件／ブルガリア 7 件／リトアニア 7 件／ポーランド 7 件／エストニア 4 件／ルーマニア 2 件／ドイツ 2 件／ラトビア 1 件／スロバキア 1 件／ハンガリー 1 件
- ・ PDD の決定報告書：2 件  
① Switch from wet-to-dry process at Podilsky Cement（2007 年 3 月 26 日）  
② Rehabilitation of Dolna Arda Hydropower Cascade, Bulgaria（2007 年 10 月 25 日）
- ・ 指定フォーカルポイント（DFP）  
30 カ国が DFP<sup>11</sup>を設置→そのうち 21 カ国が承認手<sup>12</sup>続を提出

<sup>8</sup> [JI Guidelines](#), para.34 “The accredited independent entity shall make its determination publicly available through the secretariat, together with an explanation of its reasons, including a summary of comments received and a report of how due account was taken of these.” 「認定独立組織（AIE）は、事務局を通じて、その決定を、受け付けたコメントの概要とそのコメントへの適切な配慮の報告を含むその決定理由とともに、公表しなければならない。」

<sup>9</sup> [JI Guidelines](#), para.38 “The accredited independent entity shall make its determination under paragraph 37 above publicly available through the secretariat, together with an explanation of its reasons.” 「AIE は、事務局を通じて、上記段落 37（プロジェクトによる排出削減・吸収増加量の決定）のその決定を、その理由説明とともに、公表しなければならない。」

<sup>10</sup> [JI Guidelines](#), para.20 “A Party involved in an Article 6 project shall inform the secretariat of: (a) Its designated focal point for approving projects pursuant to Article 6, paragraph 1(a); (b) Its national guidelines and procedures for approving Article 6 projects, including the consideration for stakeholders’ comments, as well as monitoring and verification” 「JI プロジェクト関係締約国は、事務局に対して、(a)プロジェクトを承認するための指定フォーカルポイントおよび(b)モニタリングと verification と同様に関係者のコメントに対して考慮することを含む JI プロジェクトの承認に係る国別ガイドラインおよび手続について通知しなければならない。」

<sup>11</sup> オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、EC、フィンランド、フランス、

- ・ JISC は、事務局が作成した JI プロジェクト参加者 (PP) と関係締約国の取り下げ (withdrawal) に係る手続案について審議し、採択した (JISC9 会合レポート [Annex3](#)<sup>13</sup>参照)
- ・ **再審査の要請** : **再審査手続 (procedure for reviews under the verification procedure under the JISC)** <sup>14</sup> 段落 12 および 13 に基づいて、PDD 有効性決定報告書 (determination report) について関係締約国又は JISC メンバーから 3 件以上再審査を要請した場合、JISC は次回会合において当該再審査について検討することとなっている。再審査が要請されたプロジェクトについて、JISC は、①無条件で当該報告書を承認、②条件付で当該報告書を承認、③詳細な再審査を実施するか否かについて審議し決定する<sup>15</sup>。
- ・ 「ブルガリア Dolna Arda 水力発電所の修繕 (Rehabilitation of Dolna Arda Hydropower Cascade, Bulgaria) (Ref.0040) (排出削減量予測 53,493tCO2 換算/クレジット期間 2008 年 1 月 1 日~2012 年 12 月 31 日)」の PDD 有効性決定報告書は、2007 年 9 月 11 日~10 月 25 日まで再審査要請を受け付け、関係締約国又は JISC メンバーから 3 件以上の再審査の要請 (request for review) があつた。再審査の要請に対して、当該プロジェクトの AIE である DNV とプロジェクト参加者からのコメント (initial comment) が提出された。
- ・ JISC は、再審査要請およびコメントについて検討し、詳細な再審査 (detailed review) を実施することを決定した。
- ・ JISC は、本再審査を実施するための再審査チームとして、Henkemans 委員 (オランダ) (リーダー)・Gasparic 代理委員 (スロベニア) および 2 名の外部専門家 (ロスターから選出) を選出するとともに、本再審査の範囲を決定した (JISC9 会合レポート [Annex4](#)<sup>16</sup>参照)。

### 3 (c) 管理計画および財源・人的資源

#### これまでの経緯

- ・ COP/MOP2 の決定 3/CMP.2 段落 4<sup>17</sup>に従って、JISC は JI 管理計画 (JI-MAP) の検討を継続し、JISC の機能と JI に関連する活動について効率性・費用対効果・透明性を確保するために必要な修正を行う。あ
- ・ JISC4 において、2006 年~07 年の管理計画について合意した。
- ・ JISC5 において、JISC・事務局長・COP/MOP の説明責任に関して考慮し修正を行った。また、2006 年~07 年の予算の最新情報を反映させた。

ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、イギリス

<sup>12</sup> オーストリア、ベラルーシ、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、リトアニア、オランダ、ニュージーランド、ルーマニア、ロシア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、イギリス

<sup>13</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/009/Reports/Annex3.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/009/Reports/Annex3.pdf)

<sup>14</sup> [http://ji.unfccc.int/Ref/Documents/Review\\_procedures.pdf](http://ji.unfccc.int/Ref/Documents/Review_procedures.pdf)

<sup>15</sup> トラック 2 プロジェクトサイクルについては、別添「JI トラック 2 プロジェクトサイクル」参照。

<sup>16</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/009/Reports/Annex4.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/009/Reports/Annex4.pdf)

<sup>17</sup> 3/CMP.2, para4 “Requests the Joint Implementation Supervisory Committee, with a view to it reporting to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its third session, to keep the joint implementation management plan under review and make adjustments as necessary to ensure the efficient, cost-effective and transparent functioning of the Committee and related activities on joint implementation...” 「JISC に対して、JI 管理計画について、JISC および JI に関する活動の効率性・費用対効果・透明性を継続的に確保するために必要な調整と見直しを行い、COP/MOP3 で報告を行うように要請する。」

- ・ JISC7 において、JISC は事務局に対して、COP/MOP2 の決定 3/CMP.2 段落 4 および段落 5<sup>18</sup>に従って、2008 年～09 年の管理計画（MAP）案を作成するように要請した。
- ・ JISC8 において、2008 年～09 年の MAP について合意し、これは COP/MOP への年次報告の一部として含まれた。

### JISC9 において

- ・ JISC は、指標（management indicator）の開発および UNFCCC 事務局長（Executive Secretary）からの要請である Sustainable Development Mechanisms (SDM) Programme の管理構造の改善について検討した。
- ・ 事務局から、管理計画および財源・人的資源について、プレゼンテーションが行われた。

#### <プレゼンテーションの概要：JI の管理計画および財源・人的資源について>

- ・ 事務局の強化：
  - <現行の構造> P4 レベル 3 名（マネージメント/プロジェクトサイクル/認定）
  - <改善後の構造> P5 レベル 1 名、P4 レベル 2 名（プロジェクトサイクル/認定）

- ・ 財政状況（2007 年 11 月 26 日現在）：

単位：米ドル

#### 予算

2006 年～07 年補助予算	3,544,666
2006 年～07 年コアプログラム予算	1,139,605
<b>計</b>	<b>4,684,271</b>

#### 収入

2005 年からの繰越	84,144
2006 年～07 年の拠出	1,987,115
IE 認定申請費用	224,809
2006 年～07 年コアプログラム予算	1,139,605
<b>計</b>	<b>3,435,673</b>

#### 財政不足の現状

<b>現在の実際の資金不足</b>	<b>1,248,598</b>
Pledge されているが未拠出	500,000
Pledge 分が全額拠出された場合の資金不足	748,598

- ・ 指標（management indicator）の開発：
  - －COP/MOP2 決定（3/CMP2）において、COP/MOP は JISC に対して指標の開発と採択を要請している。
  - －①situational (impact)、②outcome、③output という 3 つの指標タイプに基づいて、JISC・JI-AP・AIE・決定（determination）・事務局という 5 つのグループに指標を分けてそれぞれの実績について評価する。

<sup>18</sup> 3/CMP.2, para5 “Clarifies that with regard to revisions of the joint implementation management plan, the Joint Implementation Supervisory Committee shall: (a) Adopt revisions of the management plan, as needed, on the basis of a draft prepared by the secretariat in response to the needs identified by the Committee; (b) Make any revisions of the management plan, adopted by the Committee, publicly available as an annex to its meeting report; (c) Submit the latest version of the management plan to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at each session for information” 「JISC は、(a) 事務局が準備した管理計画改定案に基づいて改訂版管理計画を採択、(b) JISC 会合レポートの附属文書として改定された管理計画を公表、(c) 最新の管理計画を COP/MOP に提出することを確認する。」

－今後の課題として、評価する際の基準（ベースライン）の設定・評価する人材の配置・モニタリング・データの解釈等々。

- ・ 2008 年の会合開催予定：  
JISC10（2月20～22日）／JISC11（4月7～9日）／JISC12（6月15～17日／SB後）／JISC13（9月8～10日）／JISC14（11月26～28日）

・ **指標（management indicator）の開発**：JISC は、事務局が提供した指標の開発について検討し、事務局に対して Gaye 委員（議長／ガンビア）および Stoycheva 委員（ブルガリア）と協議の上、次回会合において検討するための指標案を作成するよう要請した。

・ **今後の会合予定**：JISC は、2008 年の会合開催予定について確認した（JISC9 会合レポート [Annex5](#)<sup>19</sup> 参照）。JI プロジェクトの PDD および有効性決定報告書（determination report）の提出状況等によっては、予定している会合をキャンセルする可能性があることに触れるメンバーもいたが、検討すべき事項（例えば再審査要請あるいは再審査中のプロジェクトがある場合等）がある場合には、会合を予定通り開催することを確認した。特に、2008 年最初・SB 前後・COP/MOP 前後の会合については開催すべきとの発言もあった。

・ **財政状況**：JISC は、現在の財政状況および 2008 年への繰越については確認した（JISC9 会合レポート [Annex6](#)<sup>20</sup> 参照）。また、拠出をした締約国に対する謝意を示すとともに、来年以降の円滑な活動を確保するために、締約国に対して迅速かつ積極的な拠出を改めて要請した。

## 4. その他

### 4 (a) JISC とその他の機関との協同

#### 背景

- ・ **COP/MOP 1 決定 10 パラ 5<sup>21</sup>**において、COP/MOP は、JISC が CDM 理事会（CDM Executive Board）、遵守委員会（Compliance Committee）、JI 指定担当機関（designated focal points）及び JISC オブザーバーといった他の機関との協同を奨励している。
- ・ CDM 理事会は会合毎に DOE/AE フォーラムの議長（Werner Betzenbichler 氏／TÜV SÜD Industrie Service GmbH）との会合を行っている。2007 年 2 月に JISC6 会合の非公式会合（非公開）や JI 専門ワークショップで IE（認定申請中の DOE を含む）と会合を催し、非常に実り多かったことが JISC6 で報告された。それを受けて、今後 JISC 会合毎に AIE 認定申請中の DOE との会合を開催すること

<sup>19</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/009/Reports/Annex5.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/009/Reports/Annex5.pdf)

<sup>20</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/009/Reports/Annex6.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/009/Reports/Annex6.pdf)

<sup>21</sup> **Decision 10/CMP.1**, para. 5. “[The COP/MOP] [e]ncourages the Joint Implementation Supervisory Committee to collaborate with: (a) The Executive Board of the clean development mechanism; (b) The Compliance Committee under the Kyoto Protocol, in particular with regards to the list of Parties referred to in paragraph 27 of the guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol; (c) The designated focal points for Article 6 under the Kyoto Protocol; (d) Observers to meetings of the Joint Implementation Supervisory Committee, referred to in paragraph 18 of the guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol, through regular question-and-answer sessions held in this context.” 「COP/MOP は JISC が以下に挙げる機関等と協同することを奨励する。(a) CDM 理事会、(b) 遵守委員会、特に JI ガイドライン段落 27 (JI 参加要件合致の可否に関する公表) に規定する締約国一覧に関して、(c) 京都議定書第 6 条のための指定担当機関、(d) JISC 会合のオブザーバー、JI ガイドライン段落 18 (JISC 会合へのオブザーバーの出席) に基づき、Q&A セッションを設ける。」

とした。

- ・ JISC7において、JISCはCDM理事会、DFP、IE申請機関（DOEを含む）およびオブザーバーとの協調の重要性を確認し、DOE/AEフォーラム（DOE/AE Coordination Forum）との協力の推進について具体的な検討に入ることにした。

#### JISC9において

- ・ JISCは、前回会合でDOE/AEフォーラムに対して規約の改正を要請した。DOE/AEフォーラムは、JIのAIEおよびIE申請機関が当該フォーラムに参加できるよう規約の改正に係る協議を継続していることが事務局から報告され、JISCは確認した。

#### 4 (b) その他

- ・ **排出削減量の決定に係る検証（verification）の再審査**：JIガイドライン段落39に係る再審査を実施するタイムフレームについて検討し、事務局に対してGeorg Børsting委員（ノルウェー）およびEvgeny Sokolov代理委員（ロシア）と協議のうえ、当該再審査を円滑に実施するためのオプションを作成するよう要請した。当該オプションについては、次回会合で検討する。
- ・ **JISC10の議題**：JISCは、次回第10回会合（JISC10）の暫定議題について審議し、採択した（JISC9会合レポート [Annex7](#)<sup>22</sup>参照）。
- ・ JISC10の主要な議題を、①議長および副議長の選出、②独立組織（IE）の認定、③PDDの有効性決定報告書、④排出削減量の決定に係る検証報告書（verification report）、⑤JIに係る管理計画および人的資源・財源、⑥JI認定パネル（JI-AP）の議長および副議長の選出に係る手続、⑦JISCとその他の機関との協力、とすることで合意した。
- ・ **JISC10の開催日程**：2008年2月20日は非公式（非公開）とし、21～22日は公式公開会合の予定である。

#### オブザーバーQ&Aセッション

- ・ 11月27日（JISC9最終日）にJISCとオブザーバーとのQ&Aセッションが行われた。
- ・ 本セッションでの主な質疑応答の内容は以下の通り。

Q1. (IETA)：JI-APに対して、JIプロジェクトの円滑な進行を確保するという点からもwitnessing等の認定プロセスを迅速に進めていくよう要請する。また、JISCはJIプロジェクトが円滑に進むように働きかけるものであって、炭素市場に対して否定的なシグナル（negative signal）を送るべきではない。

Q2. (エネルギー経済研究所)：財源・人的資源（resources）をJISC会合よりもJI-APに対して振り分けるべきであるとの議論がなされていたが、「COP/MOPに対する報告」に反映させるのか。

A2. (議長)：COP/MOPに対する報告は一般的なものであり、概してJI全体の財源・人的資源の増加を要請する。それをどのように配分するかという点は、別問題である。

Q3. (ポイントカーボン)：今回の会合において、2件目のPDD有効性決定報告書（determination report）

<sup>22</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/009/Reports/Annex7.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/009/Reports/Annex7.pdf)

で再審査 (review) の実施を決定したことは、JI マーケットや JI プロセスの関係者にとっては非常に残念なことである。詳細な再審査を実施すると判断した理由を明確にして欲しい。そうでなければ、プロジェクト参加者・カーボン市場に対して、JISC は JI プロジェクトの実施を困難にしているという間違っただ信号を送ることになる。

A3-1. (Henkemans 委員) : JISC は出来る限り JI プロジェクトを円滑に進めていくことを望んでいるが、一方で JI 関連のルールに合致しているかどうかを精査することも役割であると考えている。今回のプロジェクトについては、追加性についてより詳細な説明が必要であると判断した。また、排出削減量の予測についても、プロジェクト参加者に対して正確な予測 (right estimation) を要請した。プロジェクト参加者がこちらの要請に応じて説明することで、問題は解決されると考えている。

A3-2. (Björk 委員) 初めて再審査が実施されるプロジェクトであり、現時点で早まった判断をすべきではない。いずれにしても再審査を実施し、次回会合で判断するのであって、再審査の実施そのものが却下 (rejection) を意図するものではない。

A3-3. (Rodriguez 代理委員) プロジェクトの規模に関わらず、あるいは Early mover であるか否かに関わらず、JISC はトラック 2 の JI プロジェクト全てについて監督 (supervise) する。

## 5. 閉会

- ・事務局が作成した JISC9 会合レポート案について検討し、レポートを採択した。JISC9 会合レポートは、[UNFCCC ウェブサイト内 JISC セクション](#)<sup>23</sup>に公開される ([JISC9 会合レポート \(原文\)](#)<sup>24</sup>参照)。
- ・議長が閉会を宣言。

以上

(文責：(社) 海外環境協力センター (OECC) 森實順子)



<sup>23</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings)

<sup>24</sup> [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/009/Reports/Report.pdf](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/009/Reports/Report.pdf)

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official report by the meeting organizer. Do not quote.

## 別添 JIトラック2 プロジェクトサイクル

